第3期統合仮想基盤構築業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、第3期統合仮想基盤構築業務に当たり、優れたシステム構築力と安全な移 行及び安定的な運用を確保できる質の高い事業者を公募型プロポーザル方式(以下「プロ ポーザル」という。)により選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

1 件名

第3期統合仮想基盤構築業務

2 業務概要

「第3期統合仮想基盤構築業務要件確認書」(以下、「要件確認書」という)のとおり

3 実施形式

公募型

4 見積限度額

(1) 総額 1, 563, 960, 000円(税込)

※上記の限度額はライフサイクルコスト(LCC)表に記載する総額費用合計とする。

(2) 令和7年度から令和8年度の限度額

年度	内容	限度額 (税込)
令和7年度から	構築費用(事前調査、要件確	172,067,000円
令和8年度	認、設計等)	
令和8年度	その他費用	139,190,000円
	・リース費 (機器、ライセンス、保守、機器設定等)	
	・クラウドサービス・データセンター	
	等初期費及び初年度利用費等	
	・回線費等	

(3) 積算条件

ア その他費用は、データセンター利用料や回線費用等の直接事業者に支払いが必要 なもの以外を賃貸借対象とする。なお、最終的な賃貸借対象については協議の上決 定するものとする。

- イ 令和8年度その他費用の内、賃貸借に係る費用をリース料率2%として積算し、 他の金額と併せて令和8年度限度額以内であること。
- ウ リース期間は令和9年2月1日から5年間とし、リース費用を計上すること。なお、実際のリース開始時期は協議により決定するものとする。ただし、令和8年度は他の費用と合わせて令和8年度限度額以内とする。
- エ リース期間終了(令和14年1月31日)までを運用期間とし、ランニングコストを計上すること。
- オ (1)総額についてはリース料率で積算する前の元の金額が限度額以内であること。

5 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。 また、プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定(ア~ウ)に該当しないこと。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる 者
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除 外措置の期間中でないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) の規定に基づく精算の開始又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 実施日程

内 容	期間等
質問書の受付期間	令和7年11月7日(金)から
	令和7年11月19日(水)正午まで
	(必着)
質問書の回答期限	令和7年11月27日(木)までに川口
	市情報政策課ホームページ上にて掲載予
	定。
参加申込書、企画提案書及び	令和7年12月25日(木)正午まで
LCC見積書等の提出期限	(必着)
参加確認通知送付	令和7年12月26日(金)(予定)
企画提案書等に関する本市からの質	令和8年1月9日(金)までにメールで
問	送付
企画提案書等に関する本市からの質	令和8年1月19日(月)まで
問への回答期限	
一次審査(書類審査)	令和8年1月20日(火)
一次審査(書類審査)結果及び二次	令和8年1月23日(金)
審査(プレゼンテーション)集合の	
通知	
二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年2月4日(水)午後(予定)
選定結果の通知・公表	令和8年2月19日(金)(予定)

7 要件確認書関連資料の提供

下記の関連資料はプロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出し参加を認めた者に、 秘密保持契約書を締結後に提示する。

- (1) 01_ネットワーク構成図.pptx
- (2) 02_現行環境のアセスメントレポート.pdf
- (3) 03_現行環境仮想マシン一覧表.xlsx
- (4) 04_VMware ライセンス購入履歴. txt
- (5) 05_自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム対応ソフトウェア一覧.pdf
- (6) 06_LB 対象マシン. xlsx

8 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 「実施日程」に記載の期日まで(時間厳守)
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 「連絡、問い合わせ先」電子メールアドレス

(4) 提出書類

以下のものを電子データで提出すること。

なお、PDFまたはMicrosoft Office製品で閲覧可能な形式とすること。

- ア プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- イ 企画提案書
- ウ 見積書(様式第2号) (印は省略可)
 - (ア) 構築作業費、機器、運用保守、使用料等の明細を添付すること。
 - (イ) ライフサイクルコスト表(様式第3号)との対応がわかるようにすること。
- エ ライフサイクルコスト表 (様式第3号)
- 才 要件確認書
 - (ア) 項番ごとに対応可否を記載すること。
 - (イ) 代替案で対応可能な場合は備考に記載すること。

(5) 企画提案書記載事項

- ア 企画提案書には、「第3期統合仮想基盤構築業務評価基準」の「提案内容」に基 づき記載すること。(ライフサイクルコストを除く)
- イ 原則として、「項目NO順」に記載すること。
- ウ 要件確認書と提案する実現方法等が異なる場合は、「代替案の提案」として必ず 記載すること。(記載のないものについては、仕様書を満たしているものとみな す。)
- エ 企画提案書等に記載のある事項は、原則として見積書に含むものとする。見積書に含まれない自由提案がある場合は、その旨を明記すること。
- (6) 企画提案書様式
- ア 印刷時の用紙サイズは日本産業規格A4版を基本とすること。
- イ フォントサイズは概ね10.5pt~12ptを基本とすること。
- ウ 通しでページ番号を付与すること。
- エ 目次を付けること。
- オ 100ページ以内とすること(表紙、目次を除く)。
- (7) 見積書・ライフサイクルコスト表について
- ア 見積対象は、構築費用、機器費用等の一時経費とリース期間終了までの運用経費 (データセンター利用料、回線費用、保守料等)の合計金額とすること。
- イ 見積書はリース料率を考慮しない元の金額で積算すること。
- ウ 税率はすべて10%として算出すること。
- エ 金額は日本円で記載すること。なお、為替レートにより変動する場合は見積り 時点でのレートとし、備考欄に記載すること。
- オ 回線初期費用は回線費用に記載すること。
- カ リース期間内にOSやミドルウェア等の更新が必要な場合は、該当年度にその適用

にかかる費用を計上すること。

- キ クラウドサービス等を使用する場合でネットワーク使用量により増減する費用 (データ転送費用等)は除き、備考欄に記載すること。
- ク 運用保守料がクラウドサービスやデータセンターサービス使用料に含まれる場合 は当該項目に計上すること。
- ケ クラウドサービス等を利用する場合で、料金が変動する場合は、見積り時点の単 価で計上すること。
- 9 プロポーザルに関する質問の受付及び回答
 - (1) 質問の受付方法

質問は電子メールでのみ受け付ける。なおメールの本文には質問内容を記述せず、「プロポーザルに係る質問書(様式第4号)」に内容を記載の上、添付して提出すること。また、メールの件名は「第3期統合仮想基盤構築業務:業者名」とすること。

(2) 受付先

「連絡、問い合わせ先」電子メールアドレス

(3)回答方法

「実施日程」に記載の期日までに川口市情報政策課ホームページ上に「質問回答 (様式第5号)」を掲載する。

10 プレゼンテーション集合日時等通知

「実施日程」に記載の日時までに、各事業者のプレゼンテーション集合場所及び集合時 刻等について通知する。

11 企画提案書等に関する質問・回答

提出された企画提案書等についての質問を、プロポーザル参加申込書(様式第1号) に記載の連絡先電子メールアドレスに送付するので、「実施日程」に記載の期日までに、 「連絡、問い合わせ先」電子メールアドレスあて回答すること。

12 選定方法

川口市職員で組織する第3期統合仮想基盤構築業務公募型プロポーザル選定委員会において、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、「第3期統合仮想基盤構築業務優先交渉権者決定基準」に基づき、優先交渉権者を決定する。

13 一次審査(書類審査)

一次審査では、提出された書類(企画提案書、要件確認書、ライフサイクルコスト表等)を対象に審査を行い、下記の場合には書類審査により不合格とする。

- (1)提出書類に不備があった場合
- (2) 企画提案書等の内容が不十分、不明瞭、若しくは論理性を欠く場合

- (3) 本市の環境では明らかに実現不可能と思われる場合
- (4) 基本要件及び機能要件と著しく異なる場合
- (5) 見積書の金額が限度額を超過する場合

このほか、提案事業者が多数の場合は、「第3期統合仮想基盤構築業務優先交渉権 者決定基準」に基づき書類審査を実施し、二次審査に参加する事業者を選定する。

14 一次審查結果、二次審查集合時刻通知等

一次審査結果、各事業者の二次審査 (プレゼンテーション) の集合場所及び集合時刻等 については、「実施日程」に記載の期日に通知する。

15 二次審査(企画提案プレゼンテーション)

一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、「第3期統合仮想基盤 構築業務評価基準」に基づき審査を行い、受託候補者を選定する。

- (1) 日時 「実施日程」参照(都合により変更となることがある)
- (2) 場所 川口市役所第一本庁舎 (予定) 詳細はプレゼンテーション集合時刻等通知に記載する。
- (3) タイムスケジュール
- ア プレゼンテーション 45分
- イ 質疑応答 15分
- (4) 注意事項
- ア 原則、参加申込順に実施する。開始時間については個別に連絡する。
- イ プレゼンテーションに出席する人数は5名までとする。
- ウ プレゼンテーションには、本業務を受託した場合に実際に担当するプロジェクト 責任者が出席すること。
- エ 説明は、「第3期統合仮想基盤構築業務評価基準」の「提案内容」の各項目について行うこと。また、原則として項目NO順に説明を行うこと。なお、制限時間の範囲内でその他の説明も可とする。
- オ 説明資料やパッケージ概要書の内容をプロジェクターで表示して説明することは 可能とする。なお、プロジェクターを使用するにあたっての機器は本市が用意する が、パソコンは各事業者が持参するものとする。
- カ プレゼンテーションにおける提案者の発言は、録音、録画等により記録され、そ の内容は、本契約においても効力を及ぼすものとする。
- キ 事業者による、会場内での録音、録画は禁止する。
- ク 進行は、本市の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うものとする。

16 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を決定後、すべての事業者に対してプロポーザル参加申込

書(様式第1号)に記載されたアドレスあてに下記の事項を記載した「プロポーザル選定結果通知書(様式第6号)」を電子メールで通知する(ただし、一次審査不合格、辞退及び失格の事業者を除く)。

- (1) 通知する者の得点
- (2)優先交渉権者名と得点
- (3) その他の参加者の名称の無い得点一覧

また、(1)を除き市ホームページに掲載する。

17 仕様変更の指示、契約時の注意点

以下に該当する場合には、提案内容の一部機能等について本市から書面にて仕様変更を 指示することができるものとする。

- (1) 導入技術による機能追加等のメリットと比較し、デメリットが大きいと判断した場合。(導入技術による、運用上の制約等が大きい場合)
- (2) 本市が必要または不要と判断した機能等がある場合。
- (3) 本市と優先交渉権者となった事業者は、企画提案書、プレゼンテーションの内容を踏まえ、必要に応じて仕様等の変更を行い、契約を締結するものとする。
- (4) 実際の契約は、法令や導入するソフトウェアのライセンス体系、本市の予算上の 都合などにより、優先交渉権者と協議のうえ、調整するものとする。

18 契約条件

- (1)優先交渉権者と、委託内容、仕様書、費用等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、令和7年度及び令和8年度の構築について委託契約を締結する。なお、支払いは令和8年度業務完了後になる。
- (2)(1)の契約を除く令和8年度以降の費用については、川口市議会において、当該予算議案が可決された場合に別途契約を締結する。
- (3) 本事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

19 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2)提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

20 その他連絡事項

(1) プロポーザル参加申込書(様式第1号)を提出した後に辞退する場合は、辞退理

由等を記載した「プロポーザル辞退届(様式第7号)」を速やかに提出すること。

- (2) 本事業の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。 なお年は和暦とする。
- (3)提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (4)審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には応じない。
- (5) 要件確認において、その内容を履行できないことが明らかとなった場合または契 約締結までに本市から指名停止を受けた場合は、契約を行わない。この場合には次点 の事業者を優先交渉権者とする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、本市の判断により選定の前後に関わらず参加者を失格とすることがある。
- ア 提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。
- イ 市職員および当該プロポーザル関係者に対して、審査の公平性を阻害する行為が 判明した場合。
- ウ 参加資格に虚偽の記載が判明した場合。
- (7) 本プロポーザルの実施に要する費用は、全て提案者負担とする。

<連絡、問い合わせ先>

川口市企画財政部情報政策課情報インフラ係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電 話 048-258-1110 (内線:10022)

E-Mail 040.03010@city.kawaguchi.saitama.jp